

# 監査役からみた会社法の捉え方

平成 1 7 年 9 月 2 8 日

社団法人 日本監査役協会

監 査 法 規 委 員 会



## 監査法規委員会報告「監査役からみた会社法の捉え方」について

監査法規委員会委員長 大川 博通

### 1. 本報告書の狙い・位置づけ（本編 関係）

会社法は、各種制度の見直しなどの実質改正を広範囲に行うものであるが、本報告書は、監査役に深く関係した事項を中心に検討することとし、会社の機関設計、内部統制システム、株主代表訴訟制度（不提訴理由の通知）に力点を置いて解説した。会社法から法務省令に委任されている事項が多々あるため、その内容が明らかにされるまでは詳細な検討ができない事項も少なくないが、監査役として会社法レベルで理解・検討しておくべき事項を中心に、実務対応も含めて取りまとめた。本報告書の作成にあたっては、監査役監査基準と同様に、主として大会社かつ公開会社を念頭に置いたものとした。また、監査役としての対応はもちろん、経営者との意見交換の参考となるようなものを目指した。

### 2. 監査役としての会社法の捉え方（本編 関係）

会社の機関設計 公開会社である大会社については、会社法の下でも機関設計は変わらない。しかし、有限会社法制と株式会社法制の一本化に伴い、非公開の中小株式会社については、取締役会や監査役を不設置とするなど簡易な機関設計も認められることとなった。そのため、非公開の中小株式会社を持つ会社にとっては、グループ全体のガバナンスのあり方についての親会社の対応が重要になった。監査役監査の観点からは、経営の自由度が高まったことに伴い、取締役及び取締役会に対する監査の重要性が高められた。代表取締役等による内部統制システムの整備を含めた職務執行の監査のあり方についても、一段と重要になった。内部統制システムの監査役監査については、昨年 2 月の改定監査役監査基準において既に明示されていることから、会社法は、監査役監査基準を立法的に支えるものとなっている。そのため、監査役監査基準に基づく監査が一層重要になった。

### 3. 会社の機関設計について（本編 関係）

本報告書は、親会社が子会社の機関設計を検討するにあたり、グループ全体の「機関設計」・「監査機能充実」の観点から、それぞれ留意すべき事項を詳述した。まず、グループ全体の「機関設計」の観点からは、親会社による子会社管理方針に鑑み、適切な経営管理を行える機関設計および内部統制システムとなっているかを監査役としても確かめるべきこと、他方、グループ全体の「監査機能充実」の観点からは、子会社・親会社の監査役間の連携に支障をきたさないようにすることや、適正な連結計算書類を作成するため、連結対象会社については監査役の設置が望ま

しいこと等をうたっている。

#### 4. 内部統制システムへの対応（本編 関係）

新たに会社法に規定された内部統制システムの法的位置づけを解説し、続いて「取締役及び取締役会」の職務から見た場合の法的位置づけ、「監査役」の職務から見た場合の法的位置づけを解説した。

まず、「取締役及び取締役会」の立場からは、内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決定することが求められた。また、その概要については、事業報告の記載事項とされる見込みである。さらに、取締役会は、代表取締役等が、取締役会が定めた基本方針に基づき適切に内部統制システムを整備しているかを監督すること、一方、代表取締役等は、取締役会が定めた基本方針に則って内部統制システムを整備しなければならない法律上の責務が明確になった。

「監査役」の立場からは、内部統制システムに対する取締役と取締役会の法的位置づけと責務が明確になったことから、それに対する監査役監査の法的位置づけや監査職務も明確化されることになった。そのため、監査役としては、監査役監査基準に基づく監査の重要性が一段と高まった。

会社法の施行に向けた当面の準備対応としては、監査役監査基準第 15 条（内部統制システムの整備状況の監査）と商法施行規則第 193 条を参考としながら、少なくともコンプライアンス、リスク管理の 2 点については、自社の体制に不備がないよう適切に整備する必要がある。

また、内部統制システムの監査は監査役監査環境の整備・充実とも大きくかかわることから、監査役は、監査環境の整備に努めることとしている。

#### 5. 株主代表訴訟への対応（本編 関係）

株主代表訴訟制度の主要な変更点は、「訴訟却下制度」と「不提訴理由の通知制度」が導入されたことである。

「訴訟却下制度」とは、株主による責任追及等の訴えが、「当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を与えることを目的とする場合」は、提訴請求が無効となり、不適法な訴えとして却下されるというものである。この制度が実務に与える影響は大きいと思われ、株主から提訴請求を受ける立場にある監査役として留意すべき事項を示した。

「不提訴理由の通知制度」とは、監査役が提訴しないと判断した際に、提訴請求をした株主又は取締役等から請求を受けたときは、訴えを提起しない理由を書面等により通知しなければならないというものである。この制度は、取締役の職務執行に対する監査責任と説明責任を法律的に高めたものであり、大きな意味を有する。

## 6. 監査役に関連する規定と実務対応（本編 関係）

会社法には、監査役監査に直接関係する変更点も少なくない。本報告書では、「1. 監査役的地位・権限」に関するもの、その他「2. 監査役会」、「3. 取締役会」、「4. 会計監査人」に関するものに分けてそれぞれ解説を行った。

## 7. 企業買収防衛策と監査役（本編 関係）

会社法施行に伴い、いわゆる買収防衛策の選択肢が多様化することとなる。ニッポン放送事件ほか一連の司法判断や経済産業省＝法務省「買収防衛策指針」が出されるなど、適正な買収防衛策のあり方に関するインフラ整備が急速に進んでいる。買収防衛策は、企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するための方策であり、取締役の善管注意義務履行の一場面であるが、同時に、経営者の身の保身に利用されないよう注意を払う必要がある。

会社法施行を踏まえ自社なりの適正な買収防衛策のあり方を真摯に検討している企業が増加している中、本報告書では、取締役の善管注意義務の履行を監査することを株主から委任された会社機関として、監査役の果たすべき役割が一層重要となってきた旨を指摘している。

## 8. おわりに（本編 関係）

監査役に関する規定は、当協会の監査役監査基準、監査報告書のひな型、監査役会規則（ひな型）の改正を要する事項も少なくない。これら指針類の改定については、法務省令が明らかになったところで作業を開始することとしたい。

会社法は経営の自由度を増すものであり、従来にも増して定款自治を拡大した。そこで、このたびの会社法により新たに定款に委任されることになった事項について、本報告書の資料編に「（資料2）会社法における定款委任事項」を添付することとした。

以 上



## 監査役からみた会社法の捉え方

### 目 次

はじめに  
会社法の意義と監査役としての捉え方  
会社の機関設計  
内部統制システムへの対応  
株主代表訴訟関係  
監査役に関連する規定と実務対応  
企業買収防衛策と監査役  
おわりに

#### 【資料編】

資料 1 株式会社の機関設計  
資料 2 会社法における定款委任事項  
資料 3 会社法の委任に基づく法務省令の整備に対する意見

### はじめに

平成 17 年 6 月 29 日、会社法が成立し、7 月 26 日に公布された（注 1）。この法律は、商法第 2 編「会社」、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等について、平仮名口語体化し、用語の整理、解釈の明確化の観点から規定の調整を行い、

これらを一つの法典として分かり易く再編成するとともに、会社に係る諸制度間の規律不均衡の是正のほか、最近の社会経済情勢の変化に対応する各種制度の見直しなどの実質改正を行ったものである。

監査法規委員会は、監査役として会社法をどのように捉え、実務上いかに対応するかについて、特に監査役監査に深く関係した事項を中心に検討し、その結果を以下のとおり取りまとめた。本報告書の作成にあたっては、監査役監査基準と同様に、主として大会社かつ公開会社を念頭に置き、監査実務の視点に立った指針とするよう努めた。これは、会社法ではとくに非公開会社の機関設計の選択肢が広がられているが、グループ子会社の機関設計のあり方を含めたグループ全体のガバナンスの在り方は、親会社の会社法対応によるところが大きいと考えたからである。

本報告書を監査役としての会社法への対応はもとより、経営者との意見交換のために大

いに役立てていただければ幸いです。

なお、会社法の成立を受けて、当協会は、法務省令に委任された事項に関して7月26日付けで法務省に対し「会社法の委任に基づく法務省令の整備に対する意見」を提出した。

(注1) 施行期日は平成18年5月が目途とされているようである。(相澤哲「一問一答 新・会社法」商事法務)

## 会社法の意義と監査役としての捉え方

- (1) 世界規模での企業間競争の激化に伴い、経営のスピード化、自由化の要請が高まっている。会社法は、こうしたニーズに対応するため、定款自治を大幅に拡大し、経営者の自由度の向上を図った。具体的には、

株式会社と有限会社との会社類型の統合に伴う規制の見直し

取締役の人数規制、取締役会・監査役の設置範囲、最低資本金の撤廃など。

会社経営の機動性、柔軟性の向上

組織再編行為（合併、会社分割等）に係る規制の見直し、株式・新株予約権・社債制度の見直し、利益配当（剰余金分配）の見直し、取締役の責任の見直しなど。

会社経営の健全性の確保

監査役会・会計監査人の設置範囲の拡大、会計参与制度の新設、株主代表訴訟制度の合理化など。

創業の活性化等

新たな会社類型である合同会社（LLC）の新設など。

また、従来は委員会等設置会社について求められていた内部統制システムの構築の義務化が、大会社一般について求められることとされた。

- (2) 上述のとおり、株式会社と有限会社との会社類型が統合されたことに伴い、株式会社はその機関設計において、大幅に柔軟化が図られたため、実に多様化することになった（後掲資料1）。しかし、公開会社（注2）である大会社においては、この会社法のもとでも、監査役設置会社か平成14年の商法改正で新たに導入された委員会設置会社かの制度選択が求められることに変わりなく、また、これら各会社の機関設計においても何ら変わるところはない。このため、公開会社である大会社にとっては、会社の機関設計が多様化した非公開会社などグループ子会社の機関設計のあり方が課題となる。親会社としては、グループ全体のガバナンスのあり方を踏まえた再検討と再構築が求められる。

また、経営の機動性・柔軟性の向上の観点では、各種手続きの見直しが行われ、定款自治の拡大（後掲資料2）による経営選択肢が大幅に広げられたことから、会社は、

企業競争力の強化など、会社法を経営戦略のために“活かすための法制”として捉える視点が一層求められることになった。

(3) 監査役制度については、平成13年12月の商法等改正により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の地位強化や独立性確保のための措置のほか、取締役会への出席・意見陳述義務を明定するなど、考えられる相当高い水準まで整備され、機能強化された。この会社法でも、公開会社である大会社においては、監査役制度に変更はなく、監査役の役割期待に変わりはない。ただ、非公開会社にあつては、監査役を置かない機関設計もあることから、子会社の機関設計には留意を要するところである。

(4) 監査役監査の観点からは、直接又は間接に関係し又は影響するものが多々ある。監査役は、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保する責務を負っていることに鑑み、特にグループ全体を含めた会社の機関設計のあり方、内部統制システムの整備状況、株主代表訴訟制度への対応等については、経営の根幹にも深くかかわる事項として、特段の留意が必要である。

また、会社の機関設計に関する選択肢の拡大、内部統制システムに対する取締役会の法的位置付けの明確化、定款自治の拡大による経営の自由度の向上などに見られるように、従前にも増して会社の経営判断、とりわけ取締役会の役割が大きく高められたことから、監査役職務としても、取締役会に対する監査の在り方が一層重要となった。さらに代表取締役等のいわゆる経営者に対しては、良質な企業統治体制を適切に整備しているかを厳しく監査することが益々重要となる。

(5) 当協会は、昨年2月に改定監査役監査基準を公表し、既に、経営判断原則に基づく取締役会の意思決定の監査、内部統制システムに関する監査等を規定した。そのため、会社法は、監査役監査基準を立法的に支え、さらに一層の監査機能の充実を図ったものといえる。監査役としては、会社法を監査役の機能強化の一環として捉え、監査役監査基準の趣旨を踏まえ、よりその実践に努めなければならない。

(注2) 会社法において「公開会社」とは、「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社」(会社法2条5号)をいう。つまり、**すべての株式に譲渡制限が付されている株式会社だけが非公開会社であり、それ以外(一部の株式だけに譲渡制限が付されているものを含む。)はすべて公開会社である。**一般に証券取引所に上場等している会社を指す意味で用いられていることとは異なるので注意が必要である。

## 会社の機関設計

### 1. 会社法における機関設計と監査役（会）

#### (1) 会社の機関設計

会社法により認められる機関設計は、後掲資料1のとおりである。会社の機関設計は、イ．株式譲渡制限の有無（公開会社か否か）、ロ．会社の規模（大会社かそれ以外の会社（以下、「中小会社」という。）か）の二点で大きく分けられる。

会社法における機関設計の大きな特徴は、株式譲渡制限会社（＝非公開会社）について、有限会社並みの機関設計が認められたことである。例えば、規模の大小を問わず、取締役会の設置が任意である（他方、公開会社については、規模の大小を問わず、取締役会を設置しなければならない）。

なお、公開会社である大会社については、機関設計は従来と同様である。

#### (2) 監査役（会）又は監査委員会の設置義務・範囲

公開大会社については、上記のとおり、機関設計は従来と同様である。

公開中小会社については、監査役会を設置できるようになったことや中小会社であっても委員会設置会社に移行できるようになったこと以外は、設置義務に変更はない。また、監査役会と会計監査人を設置して大会社並みの機関設計とすることも可能になった。

非公開（株式譲渡制限）大会社については、従来、監査役会の設置が義務付けられていたが、これに替えて監査役とすることも可能とされた。下記 非公開会社（株式譲渡制限）中小会社と同様に、制度上、監査機能の後退が懸念される会社群である。

非公開（株式譲渡制限）中小会社については、従来、監査役の設置が義務付けられていたが、監査役を置かないとすることも可能とされた。なお、取締役会を置いた場合には、監査役会又は三委員会の設置に加えて会計監査人の設置など、大会社並みの機関設計とすることも可能になった。

#### (3) 上記のとおり、非公開会社については、監査役又は監査役会の設置義務の緩和が図られたことから、特に非公開会社のグループ企業を有する親会社の会社法への対応が重要となる。

### 2. グループ全体の機関設計の検討

上記のとおり、特に非公開会社の機関設計の選択肢が広げられたことから、親会社取締役には、企業グループ全体にわたり現行の機関設計のままでよいかを検証することが求められる。その際、監査役としては、以下の事項に留意し、個々の会社ごとに適切な

機関設計のあり方を検討する。また、この検討を踏まえ、必要に応じて取締役に対し助言するものとする。

なお、現行の機関設計を変更するためには定款変更を要する。機関設計の変更は会社の必要に応じて行えばよく、必ずしも来年の株主総会で定款を変更する必要はないが、仮に会社法の施行後直ちに機関設計の変更を行う場合には、当該事業年度の役員人事案の検討に並行して、定款変更の可否及びその際の変更案を検討する。

- (1) 会社の規模・事業内容等に照らして適切な経営管理体制を構築し運用することは取締役の善管注意義務であるので、この義務に違背することのないよう、特に経営の合理化を求める余り監査・監督機能が欠落することがないように留意する。
- (2) 親会社取締役によるグループ会社の経営管理方針を確認する。グループ経営の推進方針はグループ毎に様々であるが、個々のグループ子会社に対する親会社の影響力等を勘案し、取締役又は監査役等の人材の派遣方針、監査機能の確保策等確かめるなど、グループ経営管理の観点から問題がないよう留意する。
- (3) グループ子会社の機関設計のあり方は、親会社において構築・運用する内部統制システムが個々のグループ子会社にどの程度及ぶかということとも深く関わる。親会社とグループ子会社との関係を内部統制システムの観点からチェックし、個々のグループ子会社が適切な内部統制システムを構築・運用するに相応しい機関設計になっているか、そのあり方を検討する。

### 3. 監査機能充実の観点からの検討

- (1) 仮にグループ子会社の機関設計を簡易にした場合には、従来の親会社・子会社監査役間の相互連携に支障を来たすことがないかを検証する。また、非公開子会社に監査役会を置かないとした場合には、法律上、常勤監査役及び社外監査役の設置義務が課されないため、子会社の経営に対する監査機能が後退する。そのため、親会社において当該子会社の監査機能の低下を防ぐための措置を具体的に講じる必要があるほか、親会社の監査役としても、親会社・子会社監査役間の情報収集に支障をきたすことのないよう、親会社において監査体制を充実するなどの対応が必要となる。

なお、監査役監査の重要テーマの一つとして子会社との非通例的取引の監査があるが、監査役は、親会社が支配株主としての立場を利用し、子会社との間で不正・不当な取引をすることのないよう、特に留意が必要である。

- (2) 会社法では、連結計算書類の作成対象会社は、従来の大会社である有価証券報告書提出会社に加えて、会社の規模にかかわらず、会計監査人設置会社であれば連結計算

書類を作成することができることとされた。適正な連結計算書類を作成するためには連結対象となる会社の計算書類が適正なものでなければならないことから、非公開会社であっても連結対象会社である場合には、監査機能の欠落を避けるべく、監査役を設置することが望ましい。

- (3) 他方、従来の中小会社であっても、法定の機関として監査役会の設置(したがって、常勤監査役、社外監査役の設置も含まれる) 会計監査人の設置を選択することが可能となった。監査機能充実の観点から、会社の規模・事業内容等に照らし、大会社に準じた機関設計とすべき会社がないか検討する。

## 内部統制システムへの対応

### 1. 内部統制システムの法的位置付けの明確化 構築の基本方針の決定と開示

- (1) 従来、委員会等設置会社に義務付けられていた「内部統制システムの構築の基本方針の決定」が、大会社一般に義務化された。この「内部統制システムの構築の基本方針」とは、具体的には「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(会社法 362 条 4 項 6 号)である。これは、内容的に前段「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」と後段「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に分けられ、法務省令に委任されているのは、後者についてのみである。
- (2) 取締役会設置会社については、この基本方針の決定は取締役会の専決事項とされた。内部統制システムの基本方針については、取締役会がその職務において決すべき重要事項であるからである。また、取締役会で決議された当該基本方針の概要は、法務省令で定めるところにより、事業報告(従来の営業報告書)の記載事項とされる見込みである。
- (3) 従来委員会等設置会社については、商法施行規則 193 条(監査委員会の職務の遂行のために必要な事項)に定める事項(いわゆる内部統制システム)についての取締役会決議の内容が相当でないとき、その旨及び理由が監査委員会監査報告書の必要的記載事項とされている。会社法のもとで、監査役(会)監査報告書についても同様の記載が求められるかどうかは法務省令によるが、仮にそうした記載が求められた場合でも適切に対応できるよう、日頃から内部統制システムに対する監査を充実させておくことが求められよう。

## 2. 会社法における内部統制システムと取締役及び取締役会

(1) 会社法は、内部統制システムの構築の基本方針の決定を取締役に委任することを禁じ、取締役会（取締役会設置会社の場合。以下同じ。）において定めるよう義務付けた（会社法 362 条 4 項 6 号）。取締役会の職務の一つは「会社の業務執行の決定」であるが（会社法 362 条 2 項 1 号）、内部統制システムに関する基本方針の決定についても、取締役会の職務であることが法律上明確になった。会社法は、「内部統制システムの構築の基本方針の決定」を規定しているに過ぎないが、取締役会の決議に従い、当該決議の内容を執行する（内部統制システムを構築し運用する）善管注意義務を負っているのは、言うまでもなく代表取締役等の取締役である。これは、会社法の規定により、内部統制システムの適切な構築と運用に対する取締役の職務が、法律上も明確になったことを意味する。

(2) 取締役会の職務には、「取締役の職務の執行の監督」も含まれる（会社法 362 条 2 項 2 号）。そのため、取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、代表取締役をはじめとする取締役が適切に内部統制システムを構築し運用しているかを「監督」する法律上の義務を負う。なお、内部統制システムは経営環境の変化に伴って変わり得ることから、取締役会としても適切な内部統制システムとは何かを絶えず検討し、必要あれば基本方針を修正することも求められよう。

## 3. 会社法における内部統制システムと監査役

(1) 内部統制システムに関する基本方針の決定が取締役会の職務とされたことは、同時に、内部統制システムに関する取締役会決議が、監査役の監査対象として法律上も明確になったことを意味する。監査役監査基準は、監査役が取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監査する旨規定するとともに（同 13 条 2 項 1 号）、取締役会等の決議にあたり、経営判断原則に基づき監査することとしている（同 14 条）。また、内部統制システムに関する取締役の職務執行の監査については、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監査する旨規定している（同 13 条 2 項 2 号、同 15 条）。これは、監査役監査基準に規定された内部統制システムの監査が、会社法により法的根拠を与えられたことを意味する。

(2) 監査役監査基準は、内部統制システムについて、「次の諸事項を含む」として、コンプライアンス、リスク管理、企業情報開示の 3 点を最低限の事項として掲げ、取締役が会社の規模・事業内容等に照らして適切な内部統制システムを構築し運用しているかを監視し検証するとしている。内部統制システムの内容・範囲・重要性の置き方等については、自ずと各社ごとに異なるためである。他方、会社法では、上記のとおり「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株

式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」が内部統制システムとされ、詳細は法務省令で定めるとしている。

しかし、上記のとおり、監査役監査基準において内部統制システムに対する監査役監査の体系が明確に示されたことから、どのような事項が法務省令において定められたとしても、会社法における内部統制システムについては、監査役監査基準に基づいた監査を実施することが基本となる。

#### 4. 会社法の施行に向けた準備対応

会社法の施行に向けて、内部統制システムに関して法律上対応すべきことは、内部統制システムの構築の基本方針を取締役会において決定し、当該基本方針の概要を事業報告に記載して定時株主総会の招集通知に添付することである。これらの施行については、については、施行日以後すみやかにその対応が求められ、については、施行後最初に到来する決算期に関する定時株主総会からの適用となる。

内部統制システムの詳細は法務省令を待たざるを得ないなど、不確定な事項も少なくないが、会社法の施行に向けて、現時点で準備すべきと思われる事項は、次のとおりである。

##### (1) 取締役会で決議すべき事項の検討

以下の事項は、主として会社が対応すべきことであるが、監査役としても会社の準備状況に関心を払うとともに、必要に応じて取締役に対し助言又は勧告するものとする。

取締役会において決議すべき内部統制システムについては、当面の準備として、監査役監査基準 15 条 1 項に掲げる 3 つの事項のほか、委員会等設置会社について規定する商法施行規則 193 条（監査委員会の職務の遂行のために必要な事項）を参考として、取締役会において何を付議すべきか検討する。

監査役監査基準 15 条 1 項各号（注 3）と商法施行規則 193 条各号（注 4）では、法令等遵守体制とリスク管理体制の二点が共通する。この二点については、現状でも、各社において、各種の規程・規則の内規、マニュアルの制定、社員研修制度、社内通報制度の導入などにより、ある程度整備されているものと思われる。

そこで、それらをコンプライアンス及びリスク管理の観点から体系的に整理し、会社の基本方針を策定することを検討する。なお、企業情報開示体制（監査役監査基準 15 条 1 項 3 号）については、広く法令等遵守体制の中に含まれるとする解釈もあることから、今後の法務省令において明示的に規定されるか否かに関わらず、これも含めて検討しておくべきである。

既に委員会等設置会社については、内部統制システムに関する取締役会決議の概要を営業報告書に記載することが求められているので、これらも参考にされたい。

(注3) 監査役監査基準第15条(内部統制システムの整備状況の監査)

1. 監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。

取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令等遵守体制  
会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制  
財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制

(注4) 商法施行規則第193条(監査委員会の職務の遂行のために必要な事項)

商法特例法第21条の7第1項第2号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 二 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項
- 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項
- 四 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 五 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- 六 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

## (2) 監査役監査の環境整備・充実に向けた検討課題

内部統制システムの監査にあたっては、監査役監査の環境を整備・充実させることが重要な鍵となる。監査役監査基準は、その前文において、「監査役が本基準に基づきその職責を有効に果たすためには、取締役、とりわけ代表取締役が、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識すること、かつ、自らの職責として監査役監査の環境整備を行うことが強く要請されていることを認識することが、極めて重要である。」としている(前文)。監査役としても、監査環境の整備を自らの職責として捉え、その充実を図るべく努めなければならない。

監査役監査の環境整備は、取締役会や代表取締役及び業務執行取締役の理解と協力が不可欠なことから、取締役会が決定する内部統制システムの構築の基本方針において、監査役監査の環境整備に関する事項、例えば 監査役(会)の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の業務執行取締役等からの独立性の確保に関する事項、業務執行取締役及び使用人が監査役(会)に報告すべき事項その他の監査役(会)に対する報告に関する事項、などに配慮した内容が盛り込まれることも大いに検討されるべきである。

本件については、当協会が7月26日付けで法務省に対して提出した「会社法の委任に基づく法務省令の整備に対する意見」を参照されたい。(後掲資料3)

## 株主代表訴訟関係

### 1. 訴訟却下制度の導入

- (1) 株主が取締役等の責任を追及する訴えを提起する場合において、一定の要件に該当する場合には、株主は提訴請求をすることができなくなった。一定の要件とは、「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合」である（会社法 847 条 1 項）。（注 5）
- (2) 従来の株主代表訴訟では、会社の利益を害するような訴訟であっても、裁判所は株主からの請求を受理し審理しなければならなかった。会社法により、上記の要件に該当する場合には、提訴請求が無効となり、不適法な訴えとして訴訟が却下されることが明確になった。なお、不当な訴訟を抑止するための制度として、従来より「担保提供命令」の制度がある。担保提供命令の制度は会社法においても規定されたことから（会社法 847 条 7 項・8 項） 濫訴の防止機能が一層高められたと言える。

（注 5）相澤哲「一問一答 新・会社法」（商事法務）によると、「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合」とは、具体的には、次のような場合が考えられるとしている。

総会屋が訴訟外で金銭を要求する目的で代表訴訟を提起した場合

株主が、会社に対し事実無根の名誉毀損の主張をすることにより会社の信用を傷つける目的で代表訴訟を提起した場合

### 2. 不提訴理由の通知

- (1) 会社が株主から取締役等の責任について提訴請求を受けた場合において、提訴期間中（60日以内）に訴えを提起せず、会社が当該株主又は取締役等から不提訴理由の通知請求を受けたときは、会社は、当該株主又は取締役に対して、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由（注 6）を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない（会社法 847 条 4 項）。
- (2) 取締役会社間の訴訟を代表するのは、監査役である。提訴の当否判断は監査役の調査結果を踏まえたものになることから、最終的に提訴するか否かにかかわらず、監査役としては、自らが行った調査及び監査役会等における審議の過程と結果について記録を作成し（監査役監査基準 38 条 4 項） 不提訴理由の通知請求があった場合に備えなければならない。
- (3) 60 日間の考慮期間における監査役の調査を効果的かつ効率的に行うためには、日常

の監査活動を充実させ、取締役の職務執行に関する監視・検証状況を監査調書その他の記録として残す必要がある。また、60 日間の調査とその記録・監査調書等は裁判所に対する有力な証拠資料となる可能性があることにも留意し、必要に応じて第三者に対して開示することをも念頭に入れた記録の作成と保管に心掛ける。

- (4) また、監査役の不提訴理由は重要な訴訟資料として審理の充実に資することが期待されていることに鑑み、提訴の可否、不提訴理由の通知内容等については、外部専門家の意見を徴したうえで慎重に判断することが求められよう（監査役監査基準 38 条 3 項）。
- (5) 不提訴理由の通知制度は、取締役の職務執行に対する監査役の監査責任と説明責任を法律的に高めたものであり、大きな意味を有する。監査役は、会社法により、取締役会社間の利益相反状況において独立の立場から公正に判断することへの役割が一段と高められた趣旨を十分に汲み取り、行動しなければならない。

（注 6）相澤哲「一問一答 新・会社法」（商事法務）によると、「責任追及等の訴えを提起しない理由」とは、次のような事項をいうと解されるとしている。

提訴請求に掲げられた事実関係についての社内調査の結果及びその証拠関係

社内調査により判明した事実を前提とする取締役等の損害賠償義務の有無についての判断

取締役等の損害賠償義務があるにもかかわらず、それを行使しない場合には、その理由

### 3 . 会計監査人に対する株主代表訴訟

- (1) 会計監査人及び会計参与についても、株主代表訴訟の対象とされた（会社法 847 条 1 項、同 423 条 1 項）。なお、会計監査人又は会計参与の責任を追及する訴えにつき会社を代表するのは代表取締役であり、代表取締役が当該訴えの提起請求を受領する（会社法 349 条 4 項、同 386 条 2 項 1 号）。
- (2) また、会計監査人及び会計参与は、社外取締役と同様に、責任の一部免除制度、責任限定契約の対象になった（会社法 425 条、同 426 条、同 427 条）。
- (3) 法律上、会計監査人設置会社における会計監査については、会計監査人による第一的な監査に基づき、監査役がその監査の方法と結果の相当性を判断することとされている。また、会計監査人が会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、取締役又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯債務者となる（会社法 430 条）。そのため、会計監査人が株主代表訴訟を提起されたときには、監査役自身も連帯して責任を問われる可能性があることから、常日頃より会計監査人

が職業専門家として十分な監査を行っているかを見ておく必要がある。

- (4) 監査役と会計監査人との関係に関しては、平成 17 年 7 月に当協会と日本公認会計士協会が連名で「監査役若しくは監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」を公表したところであり、本報告に則って関係の充実を図ることが期待される。

#### **4. 社外監査役と責任限定契約を締結するための定款変更**

- (1) 社外取締役と同様に、社外監査役についても責任限定契約を締結することができる旨の定款変更が可能になった（会社法 427 条）。
- (2) そこで、自社の社外監査役について、定款を変更して責任限定契約を締結すべきかを検討する。

### **監査役に関連する規定と実務対応**

#### **1. 監査役の地位・権限**

##### **(1) 監査役の権限**

監査役は、原則として、業務監査権限及び会計監査権限を有する（会社法 381 条、同 389 条 1 項）。ただし、従来の小会社は、会社法整備法 53 条により、会社法 389 条 1 項の規定による定款（監査役の権限を会計監査権限に限定する旨）の定めがあるものとみなされる。

自社の子会社等で、従来の小会社に該当する会社がある場合、上記規定に伴い、監査役の権限は従来通り「会計監査」に限定されることになるので、「業務監査権限」を持たせるべく定款変更を行う必要があるのかを検討する。なお定款変更を行う場合、監査役の任期は、定款変更の効力が生じた時に満了する。この場合、言うまでもなく、会計監査に加えて業務監査を行うに相応しい監査役の選任が求められる。

##### **(2) 公開会社でない監査役の任期**

監査役の任期は 4 年と変わらないが、公開会社でない株式会社においては、定款によって、監査役の任期を選任後 10 年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結のときまで延長することができる（会社法 336 条 2 項）。

##### **(3) 補欠監査役選任の明文化**

法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律もしくは定款で定めた監査役（役員）の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の役員を選任す

ることができる（会社法 329 条 2 項）。従来、補欠監査役については、法務省により解釈上認められていたが、会社法により、明文化されたものである。

監査役会設置会社については、3 月決算会社の場合、社外監査役の資格及び員数要件（監査役の半数以上）が平成 18 年 6 月総会終了時より完全適用されることにも留意し、社内及び社外の監査役員数とその構成とともに、各社で補欠監査役選任の必要性について検討する。

#### (4) 子会社定義の拡大

「子会社」の定義について、従来の形式基準（50%超の株式を保有されている会社）から、支配力基準に改正された（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）。

従来、商法上の子会社の定義としては形式基準が適用され、他方、連結計算書類に係わる子法人等（商法上の子会社 + 商法特例法上の連結子会社）の定義には支配力基準が適用されていたために、連結子会社（連結対象となる会社のうち商法上の子会社でないもの）に対しては、商法特例法上、連結計算書類の監査を行うため必要があるときは「会計に関する」調査権を行使できるとどまっていた。会社法で、子会社の定義が支配力基準に改正されたことから、この問題は解決され、連結対象の子会社全てに対し会計監査権限と業務監査権限が及ぶこととなった。

さらに、「子会社」には、外国会社を含む法人等も含まれるとされている（注 7）。日本法である会社法が外国法人に当然に及ぶものではないことは従来と変わるものではないが、外国法人である子会社に対して親会社監査役が適切に監査しているかどうかについて、監査役の善管注意義務がより厳しく問われてくることが考えられる。

子会社定義の拡大に伴い、社外監査役の資格要件についても、従来とは異なってくるため留意が必要である。なお、監査役の兼任禁止の範囲については、従前より連結計算書類作成会社の監査役は連結子会社の取締役等を兼ねることができないこととされており、これについては変わらない。

監査役としては、今後、会計監査の視点のみならずより広範な視野に立ち、外国法人を含め、グループ企業の健全な発展を念頭においた監査姿勢が一層求められるといえよう。

（注 7）子会社の定義は会社法 2 条 3 号に規定され、詳細は法務省令で定めるとしている。「会社法制の現代化に関する要綱」第 2 部第 4 10(2)では、「子会社」には「株式会社・有限会社のみならず、親会社からの一定の支配権が及び得るとみられる外国会社を含む法人等を含めるものとする。」とされていることから、法務省令において、子会社には外国会社も含まれる旨定められるものと考えられる。

(5) 監査役の選任に関する監査役の同意

従来、監査役の選任については、大会社に限り監査役会に同意権が付与されていたが、中会社及び小会社の監査役については同意権を有していなかった。会社法により、大会社でなくとも、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならないとされた（会社法 343 条 1 項）。監査役の選任に関する議題請求及び議案請求をする場合についても同様である（同 2 項）。監査役会設置会社にあつては、監査役会の同意（＝過半数決議）である（同 3 項）。

なお、この権限は、監査役の権限を会計監査権限に限定した場合であっても、なお有する。

監査役の選任に関する同意権が中小会社の監査役についても付与されたことから、中小会社の監査役には、この趣旨を踏まえた監査職務の遂行が求められる。

## 2. 監査役会

(1) 常勤の監査役の選定・解職

従来、常勤の監査役の互選は、法令上、監査役会の決議を要するとされていなかったが、会社法では、常勤の監査役の選定及び解職が監査役会の決議事項になった（会社法 390 条 2 項 2 号・3 項）。

当協会の監査役会規則（ひな型）17 条では、監査役会の充実に期す観点から、従来より、これを監査役会において行うことができる旨規定していた。常勤監査役の互選を監査役会で行っていない場合には、これを監査役会において行うことが必要となる。

(2) 監査役の全員の同意

従来、監査役の全員一致による監査役会の「決議」が要求されていた事項について、監査役会の決議を要することとはせず、「監査役の全員の同意」をもって行うこととされた。なお、この同意は、書面により行うことができる。

具体的には、下記の事項をいう（注 8）。

イ．会計監査人の解任（会社法 340 条 2 項・4 項）

ロ．会社に対する取締役等の責任免除に関する議案等への同意（会社法 423 条、同 425 条 3 項 1 号、同 426 条 2 項、同 427 条 3 項）

ハ．被告取締役側への補助参加への同意（会社法 849 条 2 項）

（注 8）当協会の監査役会規則（ひな型）では、これらイ、ロ、ハの事項については監査役の全員一致による監査役会決議を要する旨規定している。会社法で「監査役の全員の同意」で足りるとされたこと

から、所要の改正を行う予定である。なお、監査役会規則（ひな型）の改正を要する箇所は、これにとどまらない。

### 3. 取締役会

#### (1) 取締役会の書面決議

取締役会の決議の目的である事項につき、各取締役が同意をし、かつ、業務監査権限を有する各監査役が特に異議を述べることがないときは、書面による決議をすることができる旨を定款で定めることができる（会社法 370 条）。監査役は、異議を述べる権限が与えられている趣旨を深く受けとめ、書面決議の当否については慎重に検討しなければならない。

なお、監査役会及び委員会設置会社の各委員会が行う「決議」については、書面決議は認められない。

代表取締役等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会については、実際に開催することを要する（会社法 363 条 2 項、同 372 条 2 項）。

#### (2) (旧)重要財産委員会（特別取締役会）への出席義務

従来、重要財産委員会への監査役の出席については、各監査役が出席義務を負っていたが、監査役が 2 人以上ある場合において、会社法 373 条 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選により当該取締役会に出席する監査役を定めることができる（会社法 383 条但し書き）。

特別取締役会で決議できる事項とは、「重要な財産の処分及び譲受け」及び「多額の借財」に関する事項である。いずれも会社の財産に与える影響が大きいことから、取締役の経営判断に対する監査が後退することのないよう、少なくとも常勤監査役は必ず出席することとし、かつ、その他の監査役についても可能な限り出席するようすべきである。

#### (3) 業務監査権限を有する監査役が設置されていない株式会社（委員会設置会社を除く）

監査役が行すべき権限を、株主が直接行使することとなる。具体的には、

イ．裁判所の許可を得ることなく、取締役会議事録を閲覧すること（会社法 371 条 2 項）

ロ．取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、または行うおそれがある場合には、取締役会の招集を請求すること、及び一定の場合には自ら取締役会を招集すること（同 367 条 1 項・3 項）

ハ．株主は自己の請求又は招集により開催された取締役会については、これに出席し、意見を述べること（同 367 条 4 項）

ニ．定款に基づく取締役の過半数の同意（取締役会を設置する場合には、取締役会

の決議)による取締役等の責任一部免除制度は、適用しないこと(同 426 条 1 項)

ホ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、株主にこれを報告しなければならないこと(同 357 条)

ヘ．株主による取締役の違法行為差止請求権の行使要件につき、監査役が同請求権を行使する場合と同様の行使要件に緩和し、「著しい損害が生ずるおそれがあるとき」としたこと(同 360 条)

子会社等の機関設計を検討するにあたり、監査役を設置せず、または設置しても会計監査権限のみに限定する場合には、監査役が行使すべき権限を株主が直接行使することになる。したがって、株主である親会社としては、子会社の経営に対するモニタリング機能を強化するなど、監査役を不設置とし又は会計監査権限に限定することへの代替措置を講じる必要がある。また、親会社監査役としても、親会社が株主としての上記権限を適切に行使しているか、親会社取締役の子会社に対する経営管理の状況を従来以上に厳しく監査していく必要がある。

#### 4．会計監査人

##### (1) 会計監査人の報酬に対する同意権

会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役(監査役が 2 人以上ある場合にはその過半数、監査役会設置会社にあつては監査役会の過半数決議)の同意を得なければならないとされた(会社法 399 条 1 項・2 項)。

従来、監査役は、会計監査人の選任及び解任については選任同意権・選任提案権、解任権等を有していた。会社法により、会計監査人の報酬についても監査役の関与規定が置かれたことから、監査役が会計監査人の職務遂行に対して監督的役割を果たすことへの期待が、一層高められたと言える。

連結計算書類作成会社においては、会計監査人に対して支払うべき報酬等の額を子法人等(商法上の子会社+商法特例法上の連結子会社)の分も含めて営業報告書(事業報告)に記載する必要があることから、連結ベースでの支払額の状況にも留意し、会計監査人に対する報酬等の額が適切かどうかを判断する必要がある。

#### 企業買収防衛策と監査役

会社法の施行に伴い、いわゆる買収防衛策の選択肢が多様化することとなった(注9)。企業価値ひいては株主共同の利益を損なう買収を予防するため、監査役としても、適正な買収防衛策とは何かについて検討を迫られる場面が、今後、生じることも考えられる。

買収防衛策は、その導入・発動の判断のいずれも、取締役としての善管注意義務の遵守

が正面から問われる領域であり、経営者の保身という利害関係を反映して過剰な買収防衛策が発動されることは、かえって株主共同の利益を損なう事態となる。

監査役は、株主から選任された会社機関として、敵対的買収および買収防衛策の文脈においてその果たすべき役割についても、自社なりに検討を行う必要がある（注10）。

（注9）新会社法のもとで新たに検討の対象となりえる防衛策として、議決権制限株式や全部取得条項付種類株式などの種類株式を用いた買収防衛策、一定の買収者の議決権割合を希釈化させるいわゆる「ライツ・プラン」（新会社法のもとにおける設計方法として、たとえば、新株予約権の無償割当を用いた方式がある。武井一浩ほか「条件決議型ワクチン・プランの設計書」商事法務1739号87頁以下参照）、株主総会における決議要件の加重など、多様なものが考えられる。

（注10）買収防衛策が適法かつ合理的となるための原則・要件をうたった、平成17年5月27日付経済産業省＝法務省「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」においても、「内部取締役の保身行動を厳しく監視できる実態を備えた独立性の高い・・社外監査役（独立社外者）の判断を重視するよう設計」することで、買収防衛策の公正性が高まるとされており、また「独立社外監査役から構成される企業統治委員会を組織し、有事においては、買収防衛策の発動について、この委員会が取締役に勧告するといった工夫」も考えられる旨の言及がなされている。

## おわりに

監査役は、会社法によってその職責の重要性が一層高められたことを十分認識し、より実効的な監査職務を遂行する必要がある。上述のとおり、グループ子会社の機関設計、内部統制システム、株主代表訴訟への対応については、監査役制度の在り方をも左右する重要課題であり、とりわけ留意が必要である。

監査法規委員会は、会社法により委任された法務省令が確定した段階で、改めて「会社法への実務対応」について検討し報告書を取りまとめるほか、監査役監査基準、監査役会規則（ひな型）、監査報告書のひな型など、各種実務指針類を順次改定する予定である。

以 上

監査法規委員会委員

委員長	大川 博通	(株)巴川製紙所
専門委員	尾崎 安央	早稲田大学法学部教授
専門委員	武井 一浩	西村ときわ法律事務所弁護士
専門委員	金原 正彦	(前)藤沢薬品工業(株)
委員	二宮 博昭	住友化学(株)
委員	中島 洋	(株)千葉銀行
委員	宮串 努	伊藤忠商事(株)
委員	今里 政彦	阪神電気鉄道(株)
委員	高橋 弘幸	(社)日本監査役協会

(順不同・敬称略)

事務局 伊藤智文、上遠野恭啓、佐藤秀和

## 【資料編】



## 株式会社の機関設計

### 1. 株式会社の機関設計の原則

すべての株式会社には、株主総会のほか、取締役を設置しなければならない(326条1項)。

取締役会を設置する場合には、監査役(監査役会を含む)又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。ただし、大会社以外の譲渡制限会社(すべての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社)において、会計参与を設置する場合には、この限りでない(327条)。

株式譲渡制限会社以外の株式会社には、取締役会を設置しなければならない(327条1項)。

監査役(監査役会を含む)と三委員会等とともに設置することはできない(327条4項)。

取締役会を設置しない場合には、監査役会及び三委員会等を設置することができない(327条1項2号・3号)。

会計監査人を設置するには、監査役(監査役会を含む)又は三委員会等(大会社であって株式譲渡制限会社でない株式会社にあつては、監査役会又は三委員会等)のいずれかを設置しなければならない(327条3項・5項)。

会計監査人を設置しない場合には、三委員会等を設置することはできない(327条5項)。

大会社には、会計監査人を設置しなければならない(328条)。

以上の原則の下で、各機関(取締役会、監査役・監査役会、会計参与、会計監査人又は三委員会等)を任意に設置することができる。

「株式会社の機関設計」について

機 関 設 計	
公開大会社	
1	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人
2	取締役会 + 三委員会等 + 会計監査人
公開中小会社	
1	取締役会 + 監査役
2	取締役会 + 監査役会
3	取締役会 + 監査役 + 会計監査人
4	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人

5	取締役会 + 三委員会等 + 会計監査人
非公開（株式譲渡制限）大会社	
1	取締役 + 監査役 + 会計監査人
2	取締役会 + 監査役 + 会計監査人
3	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人
4	取締役会 + 三委員会等 + 会計監査人
非公開（株式譲渡制限）中小会社	
1	取締役
2	取締役 + 監査役
3	取締役 + 監査役 + 会計監査人
4	取締役会 + 会計参与
5	取締役会 + 監査役
6	取締役会 + 監査役会
7	取締役会 + 監査役 + 会計監査人
8	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人
9	取締役会 + 三委員会等 + 会計監査人

- \* 会計参与は、原則としていずれの機関設計においても任意に設置可能。
- \* 会社法部会で示された機関設計は以上の4類型20種類であるが、会計参与をおく場合を加えると39種類、さらに監査役の権限を会計監査に限定する類型を合計すると43種類になる。
- \* 現行法上の小会社は、「監査役の権限を会計監査に限定する定款の定めがあるものとみなす」(会社法整備法53条)。
- \* 会社法施行後の「新株式会社（委員会設置会社を除く）の定款には、取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなす」(会社法整備法76条2項)。

### 会社法における主な定款委任事項

1. 本資料に掲載した項目は、本編をご利用いただく上で必要と思われる事項に限定しており、会社法中の全ての定款委任事項を網羅したものではない。
2. 本資料作成にあたり、会社法中次の条文については割愛した。  
第32条～第36条（出資）、第38条～第103条（設立時に関する事項）、第475条～第742条（株式会社の清算、持分会社に関する規定等）

定款委任事項（規定条文）	内容
定款に記載又は記録事項（27条）	<p>株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 目的</li> <li>二 商号</li> <li>三 本店の所在地</li> <li>四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額</li> <li>五 発起人の氏名又は名称及び住所</li> </ol>
定款に記載しなければ効力を生じない事項（28条）	<p>株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十六条第一項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合には、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数。第三十二条第一項第一号において同じ。）</li> <li>二 株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称</li> </ol>

	<p>三 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称</p> <p>四 株式会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。）</p>
定款への任意記載（29条）	第二十七条各号及び前条各号に掲げる事項のほか、株式会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。
発行可能株式総数の定め等（37条）	発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数（発行可能株式総数）を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。
株主の権利（105条）	<p>株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する（第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 剰余金の配当を受ける権利</li> <li>二 残余財産の分配を受ける権利</li> <li>三 株主総会における議決権</li> </ul> <p>株主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない（第2項）。</p>
株式の内容についての特別の定め（107条第2項）	株式会社は、全部の株式の内容として次の各号に掲げる事項を定めるときは、当該各号に定める事項を定款で定めなければならない。
異なる種類の株式（108条第2項、第3項）	<p>株式会社は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合には、当該各号に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない（第2項）。</p> <p>前項の規定にかかわらず、同項各号に定める事項（剰余金の配当について内容の異なる種類の種類株主が配当を受けることができる額その他法務省令で定める事項に限る。）の全部又は一部については、</p>

	当該種類の株式を初めて発行する時までに、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができる。この場合においては、その内容の要綱を定款で定めなければならない（第3項）。
株主の平等の例外（109条第2項）	前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第百五条第一項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
株主名簿管理人（123条）	株式会社は、株主名簿管理人（株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者をいう。）を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる。
基準日の設定（124条第3項）	株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。
譲渡制限株主からの株式譲渡承認請求または株主取得者からの承認請求に対する承認の決定（139条第1項）	株式会社が第百三十六条又は第百三十七条第一項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
譲渡制限株式の買取人の指定（140条第5項）	前項の規定による指定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
譲渡等承認請求に対する承認にかかる通知期限の短縮（145条）	株式会社が第百三十六条又は第百三十七条第一項の規定による請求の日から二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に第百三十九条第二項の規定による通知をしなかった場合（第1項1号） 株式会社が第百三十九条第二項の規定による通知の日から四十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に第百四十一条第一項の規定による通知をしなかった場合（指定買取人が第百三十九条第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内に第百四十二条第一項の規定による通知をした場合を除く。）（第1項2号） 譲渡制限新株予約権につき同様の規定あり（266条）

特定株主からの株式取得に関する特則(164条第1項)	株式会社は、株式(種類株式発行会社にあつては、ある種類の株式。)の取得について第百六十条第一項の規定による決定をするときは同条第二項及び第三項の規定を適用しない旨を定款で定めることができる。
取締役会決議に基づく市場取引等による自己株式の取得(165条第2項)	取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。
取得請求権付株式の転換時の端数に対する金銭交付の特則(167条第3項)	前項第四号に掲げる場合において、同号に規定する他の株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合においては、株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を前条第一項の規定による請求をした株主に対して交付しなければならない。
取得条項付株式の取得(168条第1項、169条第2項)	第百七条第二項第三号口に掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、同号口の日を株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によって定めなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない(168条第1項) 前項の取得条項付株式は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によって定めなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない(169条第2項)
譲渡制限株式を相続その他の一般承継により取得した者に対する売渡請求(174条)	株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。)を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。
株式無償割当てに関する事項の決定(186条第3項)	第一項各号に掲げる事項の決定は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。 新株予約権無償割当てにつき同様の規定あり(278条)
単元株式数の決定(188条第1項)	株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる。
単元未満株式についての権利の制限	株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を

<p>( 189 条第 2 項、第 3 項 )</p>	<p>行使することができない旨を定款で定めることができる ( 189 条第 2 項 )、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第一百七十一条第一項第一号に規定する取得対価の交付を受ける権利</li> <li>二 株式会社による取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利</li> <li>三 第一百八十五条に規定する株式無償割当てを受ける権利</li> <li>四 第一百九十二条第一項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利</li> <li>五 残余財産の分配を受ける権利</li> <li>六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める権利</li> </ul> <p>株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる ( 189 条第 3 項 )、</p>
<p>単元未満株主の単元未満株式売渡請求 ( 194 条第 1 項 )</p>	<p>株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に対して単元未満株式売渡請求 ( 単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求することをいう。 ) をすることができる旨を定款で定めることができる。</p>
<p>募集株式の種類が譲渡制限株式の場合の募集事項の決定 ( 199 条第 4 項 )</p>	<p>種類株式発行会社において、第一項第一号の募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。</p> <p>譲渡制限株式を目的とする募集新株予約権についても同様 ( 238 条第 4 項 )</p>
<p>株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合に定めるべき事項に関する取締役の決定または取締役会の決議の定め ( 202 条第 3 項 )</p>	<p>第一項各号に掲げる事項を定める場合には、募集事項及び同項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によって定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがある場合 ( 株式会社が取締役会設置会社である場合を除く。 ) 取締役の決定</li> <li>二 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨</li> </ul>

	<p>の定款の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。）取締役会の決議  新株予約権の割当て（241条第3項）新株予約権無償割当て（278条第3項）についても同様。</p>
<p>募集株式が譲渡制限株式会社である場合  における募集株式の割り当てを受け  る者及び募集株式の数に関する決定  の定め（204条第2項）</p>	<p>募集株式が譲渡制限株式会社である場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。  募集新株予約権の割当てについても同様（243条第2項）。</p>
<p>株券を発行する旨の定款の定め（214  条）</p>	<p>株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。</p>
<p>取締役会設置会社における株主総会  の権限（295条第2項）  種類株主総会の権限（321条）</p>	<p>前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる（295条第2項）  種類株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる（321条）。</p>
<p>株主による株主総会の招集請求の要件（297条第1項、第4項）</p>	<p>総株主の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。（第1項）  次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる（第4項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合</li> <li>二 第一項の規定による請求があつた日から八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合。</li> </ul>
<p>公開会社でない株式会社で、かつ、取</p>	<p>株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日を二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる</p>

<p>締役会を設置しない株式会社における招集通知の発送期限の短縮の定め(299条第1項)</p>	<p>事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。</p>
<p>株主提案権の行使要件(303条第2項、3項、304条、305条第1項、2項、4項)</p>	<p>前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数)以上の議決権を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の八週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までにしなければならない(303条第2項)。</p> <p>株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次条第一項において同じ。)につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない(304条)。</p> <p>株主は、取締役に対し、株主総会の日の八週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること(第二百九十九条第二項又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること)を請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数)以上の議決権を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き有する株主に限り、当該請求</p>

	<p>をすることができる（305条第1項）。</p> <p>前三項の規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない（305条第4項）。</p>
<p>株主による総会検査役選任申し立ての要件（306条第1項、第2項）</p>	<p>株式会社又は総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主は、株主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申し立てをすることができる（第1項）。</p> <p>公開会社である取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」と、「有する」とあるのは「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とし、公開会社でない取締役会設置会社における同項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは、「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」とする（第2項）。</p>
<p>株主総会の定足数要件及び決議要件（309条1項、2項、3項、4項）</p>	<p>株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う（第1項）。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない（第2項）。</p>

	<p>前二項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（第3項）。前三項の規定にかかわらず、第百九条第二項の規定による定款の定めについての定款の変更（当該定款の定めを廃止するものを除く。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、総株主の議決権の四分之三（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（第4項）。</p>
<p>ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会の決議を要しない旨の定め（322条第2項）</p>	<p>種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、前項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。</p>
<p>種類株主総会の決議を必要とする旨の定め（323条）</p>	<p>種類株式発行会社において、ある種類の株式の内容として、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、第四百七十八条第六項に規定する清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、株主総会、取締役会又は清算人会の決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。</p>
<p>種類株主総会の決議（324条）</p>	<p>種類株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、その種類の株式の総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う（第1項）。前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行</p>

	<p>使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない（第2項）。</p> <p>前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない（第3項）。</p>
株主総会以外の機関の設置（326条第2項）	株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。
公開会社でない株式会社における取締役を株主に限る旨の定め（331条第2項） 同、委員会設置会社の執行役（402条第5項）	<p>株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない（331条第2項）。</p> <p>株式会社は、執行役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない委員会設置会社については、この限りでない（402条第5項）。</p>
取締役任期の短縮・伸長（332条） 執行役任期の短縮（402条第7項）	<p>取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない（332条第1項）。</p> <p>前項の規定は、公開会社でない株式会社（委員会設置会社を除く。）において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない（332条第2項）。</p> <p>委員会設置会社の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一</p>

	<p>年」とする（第3項）。</p> <p>執行役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない（402条第7項）。</p>
<p>監査役任期の伸長（336条第2項、第3項）</p>	<p>前項の規定は、公開会社でない株式会社において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない（第2項）。</p> <p>第一項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない（第3項）。</p>
<p>役員を選任及び解任に関する株主総会決議の定足数要件及び決議要件（341条）</p>	<p>第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行わなければならない。</p>
<p>累積投票による取締役の選任（342条第1項）</p>	<p>株主総会の目的である事項が二人以上の取締役の選任である場合には、株主（取締役の選任について議決権を行使することができる株主に限る。）は、定款に別段の定めがあるときを除き、株式会社に対し、第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任すべきことを請求することができる。</p>
<p>取締役の業務の執行（348条第1項、第2項）</p>	<p>取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。）の業務を執行する（第1項）。</p> <p>取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する（第2項）。</p>
<p>代表取締役の選任方法の定め（349条第3項）</p>	<p>株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。</p>

<p>業務の執行に関する検査役選任の申立ての要件（358条第1項）</p>	<p>株式会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、次に掲げる株主は、当該株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主</li> <li>二 発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主</li> </ul>
<p>株主による取締役の行為の差し止め請求にかかる株主要件（360条第1項） 執行役の行為の差し止め請求にかかる株主要件（422条第1項）</p>	<p>六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（360条第1項）。</p> <p>六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該委員会設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（422条第1項）。</p>
<p>取締役の報酬等（361条）</p>	<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額</li> <li>二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法</li> </ul>

	<p>三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容      会計参与、監査役につき同様の規定あり（379条、387条）</p>
取締役会の招集権者（366条第1項）	<p>取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。</p>
取締役会招集通知の発送期限の短縮の定め（368条第1項、376条第2項）	<p>取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあっては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない（368条第1項）。</p> <p>会計参与設置会社において、前項の取締役会を招集する者は、当該取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各会計参与に対してその通知を発しなければならない（376条第2項）。</p> <p>監査役会の招集手続につき、同様の規定あり（392条第1項）。</p>
取締役会の定足数要件および決議要件（369条第1項）	<p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。</p>
取締役会の決議の省略（書面決議）（370条）	<p>取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあっては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。</p>
監査役の見査権限を会計監査に限定（389条第1項）	<p>公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第三百八十一条第一項の規定にかかわらず、その監査役の見査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。</p>
役員等の責任免除にかかる定め、株主	<p>第四百二十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社（取締役が二人以上ある場合に限る。）又は委</p>

<p>の異議（426条第1項、第5項）</p>	<p>員会設置会社は、第四百二十三条第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として取締役（当該責任を負う取締役を除く。）の過半数の同意（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる（第1項）。</p> <p>総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、株式会社は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない（第5項）。</p>
<p>社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との責任限定契約（427条第1項）</p>	<p>第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人（社外取締役等）の第四百二十三条第一項の責任について、当該社外取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。</p>
<p>会計帳簿の閲覧請求にかかる株主の持株基準（433条第1項）</p>	<p>総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</li> <li>二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</li> </ul>

<p>中間配当に関する定め(454条第5項)</p>	<p>取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。</p>
<p>剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め(459条第1項)</p>	<p>会計監査人設置会社（取締役の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であって監査役会設置会社でないものを除く。）は、次に掲げる事項を取締役会（第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項の取締役会に限る。）が定めることができる旨を定款で定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第一百六十条第一項の規定による決定をする場合以外の場合における第一百五十六条第一項各号に掲げる事項</li> <li>二 第四百四十九条第一項第二号に該当する場合における第四百四十八条第一項第一号及び第三号に掲げる事項</li> <li>三 第四百五十二条後段の事項</li> <li>四 第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く</li> </ul>
<p>事業譲渡等(事業の一部譲渡または事後設立)に際して株主総会決議を要する要件(467条第1項第2号、第5号)</p>	<p>株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（効力発生日）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないものを除く。）</li> <li>五 当該株式会社（第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立したのものに限る。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額の口に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えな</li> </ul>

	い場合を除く。
事業譲渡等の承認を要しない場合の要件（468条第1項、第2項）	<p>前条の規定は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる行為（以下この章において「事業譲渡等」という。）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である場合には、適用しない（第1項）。</p> <p>前条の規定は、同条第一項第三号に掲げる行為をする場合において、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないときは、適用しない（第2項）。</p>
解散の事由（471条）	<p>株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定款で定めた存続期間の満了</li> <li>二 定款で定めた解散の事由の発生</li> <li>三 株主総会の決議</li> <li>四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）</li> <li>五 破産手続開始の決定</li> <li>六 第二百二十四条第一項又は第八百三十三条第一項の規定による解散を命ずる裁判</li> </ul>
新設合併契約において定款で定める事項（753条第1項第3号）	<p>二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（以下この編において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項</li> </ul> <p>新設分割計画についても同様の規定あり（763条）。</p>
株式移転により設立する株式会社の	一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定め

定款で定める事項(773条第1項第2号)	なければならない。 二 前号に掲げるもののほか、株式移転設立完全親会社の定款で定める事項
消滅株式会社における吸収合併契約等の承認を要しない場合の要件(784条第3項)	前条及び前項の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分之一(これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しない。存続会社においても同様(796条第3項)。新設合併についても同様の規定あり(805条第5項)。
株式会社の解散の訴えの請求にかか る株主の持株要件(833条第1項)	次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く。)の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の数の株式を有する株主は、訴えをもって株式会社の解散を請求することができる。
役員等の責任追及等の訴えを提起す ることができる株主の資格要件(847 条第1項)	六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等(第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)若しくは清算人の責任を追及する訴え、第二百十条第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百十二条第一項若しくは第二百八十五条第一項の規定による支払を求める訴え(以下この節において「責任追及等の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。
役員 の解任の訴えをすることができ る株主の要件(854条第1項)	役員(第三百二十九条第一項に規定する役員をいう。以下この節において同じ。)の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任

	<p>する旨の議案が株主総会において否決されたとき又は当該役員を解任する旨の株主総会の決議が第三百二十三条の規定によりその効力を生じないときは、次に掲げる株主は、当該株主総会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員を解任を請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主</li> <li>ロ 当該請求に係る役員である株主</li> </ul> </li> <li>二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該株式会社である株主</li> <li>ロ 当該請求に係る役員である株主</li> </ul> </li> </ul>
<p>会社の公告方法（939条）</p>	<p>会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 官報に掲載する方法</li> <li>二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</li> <li>三 電子公告</li> </ul>

以上

平成 17 年 7 月 26 日

## 会社法の委任に基づく法務省令の整備に対する意見

社団法人 日本監査役協会

このたび成立しました会社法（平成 17 年法律第 86 号）では、従来商法等に規定されていた事項の多くが法務省令に委任されることとなっております。そこで、法務省令の整備にあたり、下記のとおり意見を申し述べますので、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 第 1 改定監査役監査基準に規定された監査役の職責及び監査役監査環境の整備について

意見 会社法第 381 条第 1 項（監査報告の作成）、第 436 条第 2 項（計算書類等の監査等）、第 362 条第 4 項第 6 号（取締役会決議事項）などの委任を受けた法務省令において、監査役監査の環境整備に関連する事項（環境整備に対する取締役の協力に関する事項を含む）を規定していただくことを強く要望いたします。規定する内容については、当協会が昨年全面改定した監査役監査基準の規定趣旨にご配慮いただくことをお願い申し上げます。

また、これらの事項については、営業報告書（会社法では事業報告）における開示事項としていただくことを要望いたします。

理由 (1) 日本監査役協会では、昨年 2 月に、監査役監査基準の全面改定を行いました。

その趣旨は、監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であることを明示した上で、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、監査役監査の環境整備に関する事項を定めております<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> ご参考までに、監査役監査基準には、たとえば以下のような規定を置いております。

- ・ 第 10 条 1 項「監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努めなければならない。」

第 2 項「前項の体制確保のため、監査役は、必要あるときは、取締役との間で協議の機会をもたなければならない。」

第 3 項「監査役及び監査役会の事務局は、専任の監査役スタッフがあたることが望ましい。」

第 4 項「監査役は、監査役スタッフの業務執行者からの独立性の確保に留意する。」

- ・ 第 15 条 1 項「監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。」

取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令等遵守体制

(2) 会社法の規定では、第 381 条第 1 項は「・・・監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定されております。また、第 436 条第 2 項は、会計監査人設置会社においては、事業報告等は、「法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者（監査役）の監査を受けなければならない」と定められています。

そこで、上記(1)に申しあげました通り、監査役監査基準が規定いたしました、「監査役

(3) 具体的には、「監査役監査環境の整備に関する事項」及び「監査役監査環境の整備に対する取締役の協力に関する事項」について規定していただくことを強く要望いたします。

まず、「監査役監査環境の整備に関する事項」としては、監査役(会)の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の業務執行取締役等からの独立性の確保に関する事項、業務執行取締役及び使用人が監査役(会)に報告すべき事項その他の監査役(会)に対する報告に関する事項が含まれることを強く要望いたします。

これら から の事項は、現行の商法特例法においても、また会社法においても（会社法の条文で言いますと第 390 条第 2 項第 3 号）、「その他の監査役

の執行に関する事項」の一つとして、監査役会が自律的に決定しうる部分があるものと考えられます。

しかし、仮に監査役(会)の職務を補助すべき使用人に関する事項やその使用人の独立性確保に関する事項を監査役(会)が決定したとしても、その決定に基づいた体制を現実に構築し運用するためには、取締役会や代表取締役・業務執行取締役の理解と協力が不可欠であります。また、監査役(会)への報告体制についても、業務執行側が整備した内部統制部門からの報告を受けて監査に役立てるなど、会社が整備している内部統制システムを活用して監査を行うことで監査の実効性と効率

---

会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制

財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制」

- ・ 第 27 条「監査役及び監査役会は、代表取締役等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解

監査役

取締役及び使用人が監査役に対して報告すべき事項

内部監査部門等との連係に関する事項

内部統制システムの整備に関する事項

その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項」

などの規定を特に置いています。

性の向上に務めている実務状況であります。

さらに、その報告すべき事項についても、取締役会や代表取締役・業務執行取締役が、監査役(会)に対する報告義務等を社内で周知徹底させるべく業務決定を行うことが有効であります。

次に、「監査役監査環境の整備に対する取締役の協力に関する事項」としては、上述の「監査役監査環境の整備に関する事項」のうち取締役会が決定すべき事項については、会社法第 362 条第 4 項第 6 号において規定されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、法務省令で規定するにあたり、ご検討いただきたく要望いたします。

(4) また、(3)の取締役会の決議の内容について、営業報告書(会社法では事業報告)で開示することとするよう要望いたします。

## 第 2 監査役(会)監査報告の記載事項

**意見** 会社法第 436 条第 2 項(計算書類等の監査等)に定める監査報告の内容に関する法務省令において、第 362 条第 4 項第 6 号(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備)に定める取締役会決議が相当でない場合はその旨および理由を、監査報告の法定記載事項として追加されるよう要望いたします。

**理由** (1) 内部統制システムが適正に整備されていないことは、監査役(会)設置会社においても、取締役の善管注意義務違反を構成するとの考えが、現在、通説的であり、現行法の枠組みでも、企業経営者が善管注意義務に反して適正に内部統制システムを整備していないと認められるときには監査報告の記載事項であるとも考えられます。ただ、法律で監査報告の記載事項と明記することで、内部統制システムの整備に対する企業の取り組みとそれに対する監査活動が、より一層促進されるものと期待されます。

(2) そこで、監査報告の内容に関する法務省令において、「会社法第 362 条第 4 項第 6 号に定める取締役会決議の内容が相当でない」と認めるときは、その旨及び理由」と明定されることを強く要望いたします。

## 第 3 株主総会議事録への監査役の名

**意見** 会社法第 318 条第 1 項(株主総会の議事録)に定める株主総会議事録に関する法務省令において、監査役の名を要する旨明記するよう要望いたします。

**理由** (1) 監査役は、株主総会に出席し、株主からの質問に対し説明する義務があります(商法第 237 条の 3、会社法第 314 条)。しかしながら、商法では監査役は株主総会議事録の署名者とはされておりません。監査役としては、自らの発言や議事内容

が正確に記載されているか確認する必要がある、その上で責任の所在を明らかにする意味で出席者として署名すべきであると考えます。また、監査役は取締役が職務執行の一環として、総会議事録を作成するにあたり、善管注意義務を果たしているか監査する必要がある、その確認をした上で、署名すべきであると考えます。

(2) 会社法第 318 条第 1 項は「法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。」とされています。そこで当該法務省令において、監査役の署名を要する旨明記するよう要望いたします。

以上



社団法人 日本監査役協会  
Japan Corporate Auditors Association  
<http://www.kansa.or.jp>

本 部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 電話 03 ( 5219 ) 6100 ( 代 )
関西支部	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 電話 06 ( 6345 ) 1631 ( 代 )
中部支部	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 電話 052 ( 204 ) 2131 ( 代 )